

2022年9月28日

岡安商事株式会社に対する処分等について

当取引所は、岡安商事株式会社（以下「同社」という。）に対して、取引参加者規程第42条第1項の規定に基づき以下の処分を行うとともに、同規程第17条第1項の規定に基づき、業務改善報告書の提出を請求しました。

1. 内容

- ・ 2022年10月17日から19日までの間、市場デリバティブ取引（ただし、顧客の決済取引、取次業者の委託者の計算による取引、その他当取引所が個別に認めたものを除く。）の停止
- ・ 過怠金5,000万円の賦課

※ 本件は、日本取引所自主規制法人の審議結果に基づき決定したものです。

2. 理由

2010年8月30日から2022年2月28日までの間、自己資本規制比率を本来の数値よりも向上させ、実態と異なる自己資本規制比率を算出した。

これにより、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第46条の3第1項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第172条第1項に定める事業報告書に当該比率を記載して作成し当局に提出していたほか、金商法第46条の4に基づく金商業府令第174条に定める説明書類及び金商法第46条の6第3項に定める自己資本規制比率を記載した書面に当該比率を記載して作成し公衆の縦覧に供していた。

また、当該期間の一部において、自己資本規制比率が金商法第46条の6第2項に定める120%を下回っていた。さらに、金商法第46条の6第1項に基づく金商業府令第179条第1項第1号に掲げる場合（自己資本規制比率が140%を下回った場合）の届出及び大阪取引所取引参加者規程第16条に基づく取引参加者規程施行規則第5条第1項第10号aに該当した場合（自己資本規制比率が140%を下回った場合）の報告を行っていなかった。

加えて、同社は2020年7月における総合取引所化に伴い、大阪取引所商品先物等取引資格を取得しているが、当該資格取得申請にあたって提出された自己資本規制比率も、上記のとおり算出された、実態と異なるものであった。

その結果、当該取引資格の取得にあたっては、資格取得日に自己資本規制比率が120%以上であることが求められていたところ、本来の同社の自己資本規制比率は118.7%（取引資格取得承認日である2020年7月20日）と当該比率を下回っていることが認められた。

以 上

お問合せ先

株式会社大阪取引所 市場管理部取引参加者室（東京）

電話：050-3377-8024